

第6回 佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会

令和5年3月1日（月）

午前10時00分～午後0時05分

議会第1会議室

【出席委員】嘉村弘和委員長、山口弘展副委員長、山下明子委員、中野茂康委員
千綿正明委員、堤正之委員、山田誠一郎委員、川副龍之介委員、
永渕史孝委員、松永憲明委員、西岡真一委員、中島妙子委員

【欠席委員】なし

【執行部出席者】総務部長ほか

【案 件】

・市の対応状況について ・委員間協議

○嘉村委員長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を開会いたします。本日は、坂井市長にも御出席をいただいております。それでは初めに市の対応についてですが、準備いただきました資料はタブレットに入っております。内容に沿って説明をいただきたいと思います。

○坂井市長

おはようございます。本日はお忙しい中、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。自衛隊の佐賀空港使用要請についての考えにつきまして、御説明申し上げたいと思います。

御手元の資料の別紙1を御確認ください。佐賀空港の自衛隊使用要請につきまして、2月27日、井野防衛副大臣等が佐賀市に来訪されました。伊野防衛副大臣との会談を終えまして、立地自治体の長としての、この要請に対する私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

私は自衛隊使用要請に関しては、次の二つの視点を踏まえて判断する必要があると考えました。一つは、地方公共団体の長として、住民の皆様の生活を守る、安全安心なまちをつくるという使命を負っているということです。私たち地方公共団体は、市民の安全、安心や福祉の増進を見据えながら、様々な対応について判断していくべきであると考えております。もう一つは、国防についてであります。基本的には、防衛については、国の専管事項であると考えておりますが、我が国を取り巻く安全保障環境は、近年その厳しさを増しており、国防の重要性については認識しているところでございます。この二つの視点を踏まえながら、今回の要請について、慎重に慎重に検討を重ね、対応、検討をしております。

佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、皆様御承知のとおりであります。平成26年7月22日、当時の武田防衛副大臣より、佐賀県及び佐賀市に来訪があり、初めて要請がありました。これを受け、まず佐賀空港の設置者である佐賀県において、この要請に対する

議論、検討が行われました。平成 29 年 7 月には佐賀県議会において、防衛省の要請を受け入れる判断等を佐賀県に対し要請した佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議が可決されました。その後、平成 30 年 8 月 24 日、佐賀県は、防衛省からの要請について、受入れの判断を行いました。

また佐賀県有明海漁協においても、佐賀県との公害防止協定覚書附属資料の変更に係る協議の申入れを受け、様々な議論、検討が重ねられた結果、昨年 11 月 1 日、県は佐賀空港を自衛隊と共用することができるものとする協定覚書附属資料の見直しの判断がなされました。

一方、本市の市議会においても、平成 26 年 7 月の最初の要請の後、同年 10 月には、自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会を設置し、約 3 年間にわたり、様々な協議を重ねられ、平成 29 年 12 月、防衛省の要請を受け入れることを佐賀県に要請するとともに、諸問題の解決に向けて、佐賀県に協力することを本市に要請するなどした佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議が可決されております。佐賀空港の自衛隊使用要請に関するこのような流れの中、本市も立地自治体として、調査や検討を重ねてまいりました。

佐賀県と佐賀県有明海漁協の協定覚書附属資料の見直しの判断がなされた翌日には、佐賀県より経緯等の説明があり、また、同月 10 日には、井野防衛副大臣が本市に来訪され、改めて佐賀空港の自衛隊使用に係る要請がなされました。この要請に対し、本市では、住民の懸念や不安に寄り添った対応を防衛省に求め、12 月以降、5 回の説明会が開催され、本市も協力という形で参画してまいりました。また本市から防衛省へ、説明会や市議会等での意見なども踏まえ、様々な懸念や疑問点について、3 回にわたり、121 点の質問を照会し、確認を行いました。

その上で、本年 2 月 20 日の市議会特別委員会で御説明をした佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理骨子案をもとに、市民生活への影響等について、防衛省に確認を求める事項を 8 項目に整理し、井野防衛副大臣に確認を行いました。

立地自治体である佐賀市として、市民生活への影響等について、防衛省に確認を求めた事項は、米軍の佐賀空港利用に係る懸念への真摯な対応、オスプレイの安全性に関する情報提供及び連絡体制の構築、駐屯地の設置に関する事、周辺環境への影響に配慮した環境対策、漁業、農業等へ配慮した万全の措置、駐屯地の設置または運用に伴う生活環境等の整備等、地域社会との調和、相談体制、協議体制の構築、以上の 8 項目であります。

各項目の具体的な内容につきまして、御説明いたします。1、米軍の佐賀空港利用に係る懸念への真摯な対応では、防衛省からは、これまでも佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えていないとの回答を得ていましたが、米軍の利用に係る懸念については、引き続き、防衛省の真摯な対応を求めていく必要があるため、米軍の常駐計画がないことの確認、本市の理解を得ることや地元の懸念をしっかりと受け止め十分な説明を行うなどの真摯な対応について求めました。

次に、2、オスプレイの安全性に関する情報提供及び連絡体制の構築では、事故等に関し

様々な疑問や不安の声がある中、地元への配慮及び最大限の安全対策は当然であり、本市として連絡体制等を求めていく必要があることから、オスプレイの安全性に関する情報等の提供及びその連絡体制の構築、事故等発生時の迅速な情報提供、事故原因の究明、再発防止策の確立等、安全対策の徹底及び本市への内容の報告について求めました。

また、3、駐屯地の設置に関しては、防衛省からは追加の格納庫を整備する計画はないこと等を確認いたしました。今後とも、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要があるため、地権者の意向を踏まえずに一方的に土地を収用しないこと、部隊運用に必要となる施設を33ヘクタールの範囲内に設置することについて求めました。

また、4、周辺環境への影響に配慮した環境対策では、騒音、水質等、生活環境に及ぼす様々な影響に対する懸念があるため、防衛省が実施した騒音等に係る環境調査を踏まえた周辺環境への十分な配慮、駐屯地設置に係る工事実施前と比べ周辺環境に変化が確認された場合の原因究明及び対策について求めました。

さらに5、漁業、農業等へ配慮した万全の措置では、ノリ養殖を初めとした、漁業、農業等、産業に及ぼす様々な影響に対する懸念があり、特に排水対策については、今後詳細な検討が進められていく予定であるため、漁業、農業等へ配慮した排水処理等に係る万全の措置、漁業、農業等に損失損害が生じた場合の補償措置、運用改善等の適切な対応について求めました。

次に6、駐屯地の設置または運用に伴う生活環境等の整備等では、駐屯地の設置または運用が生活環境や開発に及ぼす影響等について、様々な懸念があると考えており、駐屯地の設置または運用が生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、地域の発展について、特に配慮した生活環境等の整備等に係る必要な措置について求めました。この点について補足をいたしますと、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、いわゆる環境整備法第9条では、このような生活環境の改善等を図る事業を行う市町村を、特定防衛施設関連市町村として指定する制度があり、これにより生活環境の改善や開発の円滑な実施につながる事業等に対し、防衛省により支援がなされることとなります。これを踏まえ、私より井野防衛副大臣に対し、防衛省に求める必要な措置として、まずは佐賀市を特定防衛施設関連市町村に指定することを求めました。これに対し、井野防衛副大臣からは、佐賀市の要請をしっかりと踏まえ、他の特定防衛施設における取扱いも踏まえつつ、佐賀駐屯地を特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討していくという前向きな回答があったところです。

次に7、地域社会との調和では、自衛隊機の飛行により、バルーンフライトなど、イベント等に影響を及ぼすのではないかとといった不安や懸念があるため、バルーン大会を初めとした地域のイベント等の尊重、地域社会と地域の発展への貢献や地域社会との調和について求めました。

最後に8、相談体制協議体制の構築では、地域住民の困り事や心配事などに寄り添った対応をしてもらえるのかなどの不安や懸念に対する対応のため、駐屯地の設置または運用に

伴う苦情相談窓口の設置、及びその対応結果の本市への報告、そして次のページであります
が、駐屯地の施設配置計画及び工事の進捗状況の本市への報告、市民の不安解消に資する夜
間飛行の訓練情報等の本市への事前提供、騒音、排水、道路交通等、周辺地域の生活環境の
保全等に係る協議、報告等を行う協議会の設置について求めました。

以上の8項目は、立地自治体である本市にとって、譲ることの出来ない重要なものです。
そこで、これらの8項目を合意事項案として整理し、会談において防衛省の対応を求めまし
た。これに対し井野防衛副大臣からは、8項目のいずれについても、防衛省として責任を持
って、これらの措置をしっかりと実行していきたいとの回答があり、私としても防衛省にお
いて重く受け止められたものと認識したところです。私は、国防については国全体で分かち
合うとの考え方については理解をしているところであります。また、立地自治体として、市
民生活への影響等について慎重に対応、検討を重ね、防衛省に確認を求める8項目につ
いて、井野防衛副大臣から責任を持って対応する旨の回答を本市としても確認いたしました。

私はこの佐賀空港の自衛隊使用要請につきまして、冒頭に申し上げた二つの視点を踏ま
えて検討を重ねた結果、苦渋の思いではありますが、受入れがやむを得ないと判断いたしま
した。本市といたしましては、今後も引き続き、防衛省に対し、懸念への真摯な対応、安全
対策、環境への十分な配慮、漁業農業等へ配慮した万全の措置、生活環境等の整備、地域社
会との調和、相談協議体制の構築など、しっかりと求めてまいりますので、今回の判断につ
いて、市民の皆様の御理解をいただきたいと存じます。

以上、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する私の考えを述べさせていただきました。市民生
活への影響等について、防衛省に確認する8項目及び合意事項案について、合意事項の事務
手続の後、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理骨子案の末尾に加え、論点整理とし
て公表いたします。

最後になりますが、2月27日の会談においても、私より井野防衛副大臣に対し、市民の
良好な生活環境の保全のため、確実に対応することが必要であると伝えたところです。引き
続き、防衛省に対し真摯な対応を求めていくとともに、このたびの合意事項を着実に履行し、
しっかりと対応していくよう求めてまいります。私からは以上でございます。

○嘉村委員長

それでは引き続き、資料の2番、3番、4番、5番について、事務方の説明をお願いいた
します。

○古賀駐屯地調査室長

それでは引き続きまして、説明をしたいと思います。

まず、2の市民生活への影響等について、防衛省に確認する8項目についてですが、こち
らは別紙2を御覧ください。これは、先ほど市長の説明の中にありました8項目でござい
ます。これらの8項目は、本市にとって譲ることが出来ない重要なものであるため、防衛省
に対し対応を求めてきたものでございます。内容につきましては、今、市長の説明の中にあ
ったとおりでございます。

続きまして、次に、3の井野防衛副大臣との会談要旨についてです。こちらのほう恐れ入ります、別紙3を御覧ください。1昨日、2月27日に井野防衛副大臣が市長を訪問され、会談が行われました。その中で、市民生活への影響等について、防衛省に確認する8項目の確認、対応についての回答がなされたところでございます。内容につきましては、冒頭、坂井市長から、これまでの説明会や防衛省に対する質問、回答、議会からの意見などの経緯を踏まえ、佐賀市として2月20日に論点について一定の整理を行い、市民生活への影響等について、なお、防衛省に確認し対応を求める必要があると考えているとの発言がありました。それに対し、井野防衛副大臣からは、駐屯地の開設等が市民生活に与える影響などに係る不安や懸念を解消し、地域の発展につながっていくため、どのような対応が必要かということを率直に意見交換をしたいとの発言がありました。

2ページを御覧ください。次に、坂井市長が、市民生活への影響等について、防衛省に確認する8項目については、良好な生活環境の保全のため非常に重要な項目であるとし、8項目の説明を行い、防衛省の回答を求めました。これに対し、3ページのほうをお願いします。井野防衛副大臣は、今般、佐賀市と協議を重ね、佐賀市民の皆様の良い生活環境の保全のために、必要な事項について、その対応を検討させていただいた。今後、防衛省として責任を持って、これらの措置をしっかりと実行してまいりたいと回答がされました。

次に、坂井市長からの項目6、駐屯地の設置または運用に伴う生活環境等の整備等に関する確認として、市民の生活環境や周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、生活環境の改善や開発等について、佐賀市を特定防衛施設関連市町村として指定することを前向きに検討していただきたいとの求めに対し、井野防衛副大臣からは、防衛省としては佐賀市の要請をしっかりと踏まえ、他の特定防衛施設における取扱いも踏まえつつ、佐賀駐屯地を特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討したい。他方で佐賀駐屯地が開設されて初めて、周辺対策事業として佐賀市に防衛省としての支援、補助することができる。佐賀駐屯地の設置等に、ぜひとも佐賀市の御支援をお願いしたい。防衛省としては、駐屯地の設置や運用が、周辺地域へ及ぼす影響に特に配慮しつつ、市民の不安や懸念を解消し、駐屯地の開設が地域の発展につながっていくよう、佐賀市と協力して対応していきたいとの回答がなされました。

4ページをお願いいたします。これに対し、坂井市長からは、佐賀市としては生活環境や周辺地域等の不安や懸念の解消につながることは大切だと認識しており、国・県・市がそれぞれ果たすべき役割を踏まえた上で必要な対応について考えていきたい。先ほど、井野防衛副大臣から8項目について、責任を持ってしっかりと対応する旨の回答をいただき、その回答を受け、市民生活への影響等について確実に対応されるものと受け止めた。引き続き、防衛省においては、市民に寄り添った対応をお願いしたいとの言葉がありました。伊野防衛副大臣からは、防衛省としても、引き続き、佐賀市民の皆様に寄り添った対応に努めてまいりたい。今後も緊密に連携をとりながら、前に進めていきたい。市長のリーダーシップのもと、御協力をお願いしたいとの言葉がありました。

そして最後に、佐賀市長から、井野副大臣より 8 項目について、責任を持ってしっかり対応する旨の回答をいただいたが、市民の良好な生活環境の保全のため、今後、市民生活への影響等について、確実に対応されることが必要となる。引き続き、防衛省においては、市民に寄り添った対応をお願いするとの言葉で、会談は終了いたしました。

次に、4 の合意事項についてです。市民生活への影響等について、防衛省に確認し対応を求めたことに対し、防衛省から責任を持ってこれらの措置をしっかりと実行していきたいとの回答があり、これを受け、防衛省と佐賀市は、これらの 8 項目を整理した合意事項をまとめました。別紙 4 を御覧ください。合意事項です。市民生活への影響等について、防衛省に確認する 8 項目と同じく、八つの項目にまとめた構成としております。

それでは内容のほうを説明いたします。

1、米軍の佐賀空港利用については、(1)防衛省と佐賀市は、駐屯地における米軍の常駐計画はないことを確認する。(2)防衛省は、米軍の佐賀空港の利用を検討する場合でも、全国の他の空港と横並びの中で活用を考慮することとし、佐賀空港の利用に当たっては、佐賀市の理解が得られるよう、地元の懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応する。

2、オスプレイの安全対策については、(1)防衛省は、オスプレイの安全に関する安全性に関する情報その他の重要な情報等について、佐賀市に対し、速やかに提供するとともに、円滑な情報共有のための連絡体制を構築する。(2)オスプレイの事故等重大事案が発生した場合には、防衛省は佐賀市に対し、迅速な情報の提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立等の安全対策を徹底し、損失または損害が生じた場合には、関係法令に基づき補償措置等を講じ、その内容を速やかに佐賀市に報告する。

3、駐屯地の設置については、(1)防衛省は、地権者の意向を踏まえずに、一方的に土地を収用しない。(2)防衛省は、部隊運用に必要となる施設を 33 ヘクタールの範囲内に配置する。

4、駐屯地の設置及び運用に係る環境対策については、(1)防衛省は、駐屯地設置に係る工事期間を含め、設置及び運用に当たり、事前に防衛省が実施した大気質、騒音・振動、水質等に係る環境現況調査を踏まえ、周辺環境に十分な配慮を行う。(2)前号の環境現況調査及びモニタリング調査を行う中で、工事実施前と比較して周辺環境に変化が確認された場合は、防衛省は、必要に応じ、東よか干潟の特性を踏まえ調査範囲を広げるなどした上で、その原因を究明し、対策を講ずる。

5、漁業、農業等へ配慮した万全の措置については、(1)防衛省は、駐屯地の建設及び自衛隊の活動に伴う排水の処理について、有明海及び漁業に影響が出ないように万全を尽くすとともに、周辺の農地の排水等、周辺地域の環境及び安全に配慮した万全の措置を講ずる。(2)駐屯地の設置又は運用が原因で漁業、農業その他の事業に損失又は損害が生じた場合、防衛省は、関係法令に基づいて補償措置等を講ずるとともに、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応する。(3)防衛省は、前号の損失又は損害が生じた場合、第 8 項第 4 号の

協議会において、適宜報告する。

6、駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等については、佐賀市は、駐屯地の設置又は運用が、市民の生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、地域の発展について特に配慮することを防衛省に求める。防衛省は、佐賀市の申入れを踏まえ、他の防衛施設における取り扱いも踏まえつつ、関係規則に基づき、生活環境等の整備について必要な措置を講ずることを検討する。

7、地域社会との調和については、駐屯地に配備される自衛隊は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、バルーン大会をはじめとした地域の行事を尊重し、地域社会及び地域の発展へ貢献するとともに、地域社会との調和を図るものとする。

8、相談体制・協議体制の構築については、(1)防衛省は、駐屯地の設置又は運用に伴う苦情相談窓口を設置し、佐賀市に対し、その対応結果を定期的に報告する。(2)防衛省は、駐屯地の建設に当たり、佐賀市に対し、施設配置計画及び工事の進捗状況について報告する。(3)防衛省は、市民の不安解消に資するため、駐屯地に係る夜間飛行の訓練情報等について、佐賀市に一定期間前に提供する。(4)防衛省と佐賀市は、騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全及び補償に係る協議、報告等を行うため、防衛省、佐賀市等で構成する協議会を設置する。

以上、8項目について合意する内容としております。

佐賀市は、今後防衛省に対し、この合意事項の着実な履行を求めていきます。説明は以上でございます。

○嘉村委員長

それではこれより、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○山下委員

内容に入る前に、先日の会見で、市長が受入れ表明をされたということに対して、本当に余りにも唐突というか、何なんですかねこれ、という思いを持ちました。それで、先日のまず防衛省との会見というのは、面談というのは、どちらの側から設定されたことなのか、というのが一つ。市長ですよ、市長にお聞きしますよ。それからもう一つは、どの時点で市長は、受入れ判断をされたのか、時期。そしてそれに当たって佐賀市の幹部と相談をされたのか。まず3点お伺いします。

○坂井市長

これまで市議会をはじめ、様々な議論があったかと思えます。様々な意見、疑問点等あったと思えますし、5回にわたる説明会等も、いろんな議論があつて、そうしたものを踏まえ、これまで防衛省に121点の質問を照会し、回答を求めてきたところでございます。そうした中で、2月20日に、論点整理骨子案、市議会特別委員会においても御説明をいたしました。この骨子案をもとに、市民生活への影響等について、防衛省に確認を行ってきたところでございます。その確認を行ってきたところ、防衛省から来訪があったということござ

います。

受入れの判断というところは、先ほど井野防衛副大臣との会談の内容を御説明いたしましたが、その会談において、防衛省から責任を持って対応するという発言があり、この8項目について、しっかりと受け止められたということを受けまして、受入れの判断を行ったところでございます。

それにつきましては、会談においても、市の幹部も同席の上で、その言葉をしっかりと、直接確認をしたということでございます。

○山下委員

議会で特別委員会も設置され、それから中間報告もなされるはずなことが分かっているが、それを飛び越えて、そして、住民説明会の中でも、もっと説明会を開いてほしいという声があったにもかかわらず、こういうことをされたということに関しては、まず最初にちょっと抗議をいたします。

それで、今のお答えを聞いてて思ったのはですね、結局、その井野防衛副大臣との会談をされているときに、8項目のことを受け止めてもらえたので、それで判断をしたというふうなことです、判断をし、表明する前に、幹部の方たちと相談をされましたか。

○坂井市長

先ほど申し上げましたように、この市議会特別委員会においても、御説明をした論点整理骨子案、これをもとに市民生活への影響等について、防衛省に確認を行ってまいりました。この8項目、いずれも非常に大事だというふうに思っておりまして、それをここにいる、市の幹部も含め、防衛副大臣、それから、防衛本省、また、九州防衛局長など、防衛本省、九州防衛局長等おられましたけれども、その場で、この8項目をしっかりと、対応するというのを、私を含め幹部も確認をして、その上で判断をしたということでございます。

○山下委員

だから、受入れ表明の記者会見の前に、副大臣との話を受けて、受入れ表明をするしかないですねというような相談をされたんですか。それとも市長が、記者会見の場で初めて言ったということなんでしょうか。というのは、27日8時半に、市民有志の方たちと、前日の佐賀新聞での明日にも受託表明かという記事を見て、今、表明するときではないでしょうということの申入れをいたしました。それは市長のもとにも届いているかと思いますが、そのときに対応された駐屯地調査室の方たちも、まだ決まってないことですしという、ちょっと不明瞭な言い方ではあったわけですよ。だから、どちらがこの会談を要望したのかということについても、その場で答えられませんでした。だから関係者が、市長が何を言うか分からない状態のまま突っ込んでいって、市長が勝手に表明したというふうを受け止めてよろしいですか。

○坂井市長

繰り返しになりますけれども、先ほど来申し上げているように、この8項目、いずれも重要だということで、防衛省、井野副大臣に幹部も含め、直接確認をした。そのことを踏まえ

で判断をしたところでございます。一緒に対応したということでございます。

○嘉村委員長

井上副大臣が見えられたときに、幹部さんと一緒に席上で判断をしたと、その時点で判断をしたということを言われている。

○山下委員

いや、いや、委員長は答えなくていいですから。いや、市長の話ですから。

あのね、市長ね。私、何回も聞いてますけど、ちゃんと教えてくださいよ。聞いたのは皆さんで聞いたでしょ、揃ってね、写真もあります。聞きました。そのあと記者会見に移るまでの間に、これはもう受入れですねということを、そこにおられる駐屯地調査室の方たちや、坂井総務部長も含めて、そうだねという確認をされたんですかということ聞いてます。

○坂井市長

繰り返しになりますけれども、一緒に確認を直接したということでございます。それを踏まえ、私が市長として判断をしたということでございます。

○山下委員

ということは、市長が判断をしたということによろしいですね。そうすると山口知事が受入れ表明をされたときも、それから今年の11月1日に県の有明海漁協の西久保組合長が、公害防止協定覚書附属資料の見直しをしますということを県に表明されたときも、何か本当に、直接の関係者の人たちが、よく納得もしていないときに、上でどんどん決まっていくという、おいてきぼり感をずっとくらってきたわけですよ、ずっと。

それで説明会のときにも、県の知事のやり方は何なんだっていうことで12月25日に山口知事が参加されたときに、かなり話が出て、そのあと知事が来ないのはなぜだという話も出たし、西久保組合長の参加がなぜないかという声も、後のほうでは出てきたりという、そういう意思表示をする時にあたって、何か全然ちゃんと聞いてないじゃないかということがあったんですよ。

そのときまでは、まだ市長は、何かこう、第三者的なというか、まだそれを言うときではないとか、そういう立場でしたよね。1月29日の川副町での住民説明会のときに、市長に対してこういう質問がありました。坂井市長、態度表明の時期はどうなんだと、3か月後なのか、半年後なのかっていう質問が出ておりました。それに対して市長は、様々な意見をしっかりと受け止めたいし、先週も多数の質問を防衛省に投げたしね。今日の説明会のやりとりもしっかり聞かせてもらったと。どういう時期に判断するか持ち合わせてはいないが、皆さんの懸念をしっかりと受け止めて深めたいとおっしゃったのが、1月29日なんですよ。

それでそのときも、もっと説明会を地元でやってほしいと声が出ました、川副で。東与賀のほうでは、地域限定じゃなくて、もっと幅広いところをやってほしいという声も出ました。そこも聞いていращやると思います。そういうことに答えないでいて、しかも、議会に何の相談もなしに、特別委員会もあるというのに、そのところをどう考えておられるのか市長の認識を正したいです。

○坂井市長

1月29日ですね、説明会私も参加をさせていただきました。これまで、年末の県民説明会も含めると、計5回、説明会等が開催されて、様々な意見が出た。1月29日も出たということでございます。市議会等にも、また一般質問等でも、これまで意見や質問が出てきた。だからこそ、この121点ものですね、質問を照会して、そして文書で回答を得てまいりました。

その上で、市議会の特別委員会においても、それらを踏まえ整理した論点整理骨子案、こちらを御説明をいたしまして、また、市民生活への影響等について、骨子案をもとに、防衛省に確認を行ってきたということでございます。様々な意見、賛成、反対あるということは承知しておりますが、そうした意見等も踏まえながら、これまでの疑問点、論点等を整理して行って、そして、生活への影響、そうしたところについて、防衛省のしかるべき立場の人に直接、確認をしたということでございます。

○山下委員

確認をしたという立場ね、市長の認識は市長の認識なんでしょう。ただ、表明をするということに関してですね。28日から議会が始まる。そして、そこにもう既に質問通告もあっている、オスプレイの問題で3名の議員から、しかも判断時期をどうするかという項目も上がっている。そういうことが分かっているながら、つまり市長は議会をどう考えてるんですかね。住民の代表である議会ですよ、車の両輪とか、いつもおっしゃいますけど、片輪でいくつもりですか。特別委員会でも、表明はどうかという質問もあつてましたよ、特別委員会の中でも。それでもまだ時期は持ち合わせていないという言い方でしたよ。

それなのに、なぜ27日に表明をするのかという部分はありますよね。なぜこの時期に。だからたまたま井野防衛副大臣が来たから、そこで聞いて、そうだねって確認しました。それで、もう判断ですよっていうふうになるというのは、本当にその、議会と住民を無視してるんじゃないかとか言いようがないんですよ。1月29日の住民の方からの問いに対して、まだ持ち合わせてないと言っていた。言ってみればこの人たちを裏切ることもなるんじゃないですか。そののところが、市長はね、どう考えておられるんでしょうか。議会をどう考えているのかを、きちんと教えてください。

○坂井市長

市議会におきましては、平成29年12月に決議が可決されていると承知しておりますが、改めて、市議会での様々な意見、それから特別委員会での議論等も踏まえ、防衛省に疑問点、論点等について確認を行ってきたところでございます。

特別委員会はこれまで5回開催をされて、そして、2月20日には、論点整理骨子案を説明いたしております。その上で、防衛省に確認すべき点を、しかるべき立場の人に直接、確認をしたところでございます。これらの確認をした事項の履行をしっかりと求めていく、そのことが必要だというふうに思っております。

○山下委員

ほかの方もいると思いますが、ただ、今の答えって、全然正面から答えてませんよ。市長がどう認識したかは、その判断について今言われましたけど。議会に対してね、この議会が始まる。通告もされてる。特別委員会もある。まだ中間報告が終わっていない。特別委員会のそれを飛び越えてやったということに対しての、議会に対してどう考えているのかということ聞いてます。

○坂井市長

市議会におきましても、これまで様々な意見が出てまいりましたので、私もしっかり対応をし、またその意見も踏まえ、防衛省に様々な論点を確認をしてまいりました。だからこそ121点もの質問を照会し、回答を得てきたところでございます。

そして、その論点整理骨子案、これも2月20日に、しっかりと説明をさせていただいたところでございます。その上で、確認すべき事項を確認し、また本日もその内容を御説明しているところでございます。責任を持って対応すると防衛省が言っておりますので、それをしっかりと求めていく、それが必要だというふうに思っております。

○山下委員

今の話っていうのは、今説明をされましたよね。ここで今、こうやって。

本来ならば、こうやって説明をした後に、表明するというならば1,000歩ぐらい譲ってもしようがないということはあるかもしれませんが、ただ、どう考えてもおかしいじゃないですかっていうことをちょっと言っておきます。

○山田委員

質問、いっぱいあります。一つずつ行かせていただきます。今の関連ですけど、市長は、特別委員会で5回の委員会を重ねられたと。しかし、まだ2か月ですよ、始まって。それでですね、特別委員会設置されて、まだ委員長報告もあってない。提言もしてない。これは、私からしたら、議会軽視。市長が独走して、我々を、今、山下明子議員の質問に答えられましたけども、私たちにとってはですね、これは、私たちの委員会を軽視してる。再度言います。委員長報告も1回もあってない。提言もあってない。そこで市長が受入れをする、もう議会軽視としか言いようがない。私はそう思いますけども、市長の御意見を伺いたいと思います。市長、明確に、明朗に、答えてください。

○坂井市長

市議会におきましては、これまでですね、最初の要請からすると8年8か月、そして市議会特別委員会も、平成29年12月には決議が可決されておりますが、改めて、市議会でも様々な意見がありました。私も答弁をさせていただきましたし、それを直接お聞きをして、そうしたことも踏まえて、これまで様々な議論を、中でも重ねてまいりまして、そして、それを、防衛省が事業主体でありますので、防衛省にしっかりと確認をする必要があるということで、これまでですね、本当に大量のですね、質問等をしてきたところでございます。

それを市議会特別委員会においても、お忙しい中ですね、5回開催をさせていただいて、その都度、御説明をしてきたところでございます。この事業主体が防衛省ですので、防衛省に

しっかりとした対応を求めていく必要があるということで、これまで御説明をした論点整理骨子案、これに基づいて、市民生活への影響等について、先ほど御説明をいたしました点について、直接確認をしたということでございます。それを、今御説明をしているところでございます。

これで、なお、防衛省にですね、しっかりとした対応を、確認をした中身をですね、これからもしっかり確認、対応を求めていく、そのことが必要だということを申し上げております。以上です。

○山田委員

市長ですね。市長になられて、1年半過ぎました。私は坂井市長に、この委員会を立ち上げる時にですね、賛成反対、いろんな意見がある。しかも、賛成、世論調査によれば50何%、反対は40何%、もう拮抗してます。そんな中でですね、やはり、この委員会は、市民の皆さんに寄り添って、より丁寧な御説明をし、お話を聞いていくっていう委員会なんですよ。

それをまだ発足して、さっき繰り返しになりますけども2か月もたっていない。しかも、5回重ねただけ。途中の委員長報告もあってない。そしてまた、提言もしていないにもかかわらず、市長がこういう、私はもう独断の判断をされたと思っています。これは、市長はその点、議会に対し、どう思われているのか。明確にお答えください。

○坂井市長

市議会におきましては、平成26年10月に、特別委員会が設置をされて、3年にわたり、様々な協議をされて、平成29年12月にも、決議が可決されているというふうに承知しておりますが、その後もですね、様々な質問等ありまして、そういったのも私も直接対応させていただきました。それ以外にも、様々な論点、これは、防衛省からも直接説明を聞き、県からも聞き、そして、この特別委員会においても、どういったことを質問し、そして回答を得た、そして、それを、なお、こうした点を確認する必要があるといったところも含めて、これまで、2月20日には、論点整理骨子案、これも説明をしたところでございます。

これを踏まえて、直接ですね、防衛省が事業主体でありますので、防衛省に責任ある対応を求める必要があると私として判断したところでございます。その内容を、今、説明をさせていただいております。それでですね、防衛省が対応するといったことを、今後、しっかりと対応を確実にされること、そのことを求めていくことが必要であるというふうに考えている次第です。

○山田委員

市長ですね。今後まだこの委員会っていうのは続いていくわけですよ。今の市長の御答弁をお聞きしたら、論点整理が出来ましたと。それは防衛省に御提案して守っていただくようにしましたと。論点整理がですね、まだ納得のいくものでない、まだ疑問な点がいっぱいあるわけですよ、まだあるんですよ。それで終わりっていう判断をされたこっちは困るんですよ。そしたら今後ですよ。今後、こういう論点整理について疑問な点とか、改善していただきたい点とか出てきたら、私たちは、委員長に対して、防衛省の証人喚問で市長の御

意見を伺う。そういう、御提案をしたときには、そういう対応を、この委員会に対してそういう対応をしていただけますか。

○坂井市長

先ほど申し上げましたように、防衛省が責任を持って、しっかりと実行したいということを書いておられます。これを、いずれもですね、この項目、大切だというふうに思っておりますので、しっかりと求めていきたいというふうに思っております。そういう意味で、先ほど終わりという話がありましたが、そうではなくて、これをしっかりと、また対応を求めていく、そのことが必要だと、いうふうに思っております。

○山田委員

それではこれからですね、やっぱりまたまだまだ防衛省に要求したいこととか聞きたいことありますけども、これからがスタートだと思っていいたいですね。

○坂井市長

先ほど申し上げたとおりでございます。この市民生活への影響等に係る8項目、このいずれも大切だというふうに思っておりますので、それをしっかりと対応するということでありますので、それを求めていく、しっかりと対応を求めていく、そのことが今後必要になってくるということでございます。

スタートという意味では、先ほど申し上げました平成26年に、武田当時の防衛副大臣から要請があった、これがスタートだと思います。しかしながら、いろんな議論があり、そして様々な影響があり、また駐屯地が出来た後も色々あると思います。そういう意味で、この合意書、これでしっかりと対応するということの責任ある立場から、そうした回答があったので、そこをしっかりと求めていくということが必要だと。そういう意味で、この合意事項を今後求めていくことが必要だということを申し上げているわけでございます。

スタートという意味では武田防衛副大臣が来たのがスタートということでございます。

○山田委員

この問題については、いろいろやっぱり節目節目があつてのわけですね。で、有明海漁協が公害防止協定の変更に同意した、知事が受入れを表明した。それを受けてこの特別委員会できてるんですね。それを求めているような100何十項目の質問を出した、これについてもですね、まだ皆さん納得をしてない、市民の人も納得しない部分が多いんですよ。

だから、市長が受入れを表明された、今後防衛省に対して、まだまだ質問とか要望することあるんですよ。市長は、要望したことに対して責任を持って防衛省が対応するからっていうことに納得してるでしょう。

しかし、我々はそうじゃないんですよ。少なくとも、全員とは言わないんですけども、この委員の中で何人かはやっぱりそういう思いがあるんです。だから、そういう点で今後、防衛省といろいろ協議していく中で、そういう我々の決まったところで、またほかに要望とかあるわけですね。そのスタートでいいのかっていうことを聞いてるんです。

○坂井市長

市議会において御確認されたいことというのは、今後も出てくるということで、そこは私も同感であります。

○松永憲明委員

まず議会軽視も甚だしいと思います、全くね。議会との関係ですよ、特別委員会を設置しながら、我々も協議をして進めてきている。もう議会軽視ですよ、全くのね。

議会は市民の代表でもあるわけでありましてですね、市民のほうを向いてないと思うんですね。市長は市民のほうを向いてない。防衛省のほうしか向いてないやないかと、こういうふうに私思うんですよ。

この公害防止協定は、川副町との協定もあります。だから当然、佐賀市が当事者になっているということになってるわけですね。それから漁協との公害防止協定、農業協同組合との公害防止協定、三つあるわけです。市長には、私は一般質問の中でですよ。その当時のことを綴った幻の佐賀空港という本も 1 回読んでみてくださいと、県立図書館にございますのでというように、話はしておりました。読まれたかどうか知りませんがですね。

相当な苦労があって、やりとりをした中で、公害防止協定というものをきちっとつくった中ですね、佐賀空港との自衛隊との共用はしないということを入れて最終的な確認を合意をして結んでるわけですよ。どれだけの時間をかけてやってきて、知事も、しょっちゅう足を運んで、地元の人たちと話を詰めながら、合意に至ってきた経緯があるわけです。紆余曲折しながら出来てるわけですよ。そういう重みをですよ、いとも簡単にこうやって、崩してしまうということをおね、私は非常にね、問題が大きいと思うんです。

そういう中ですよ。地元の人たちが説明会の中でも、まだ、説明会をもっとやってほしいと、いろんな疑問を投げかけられておりました。ということは、まだ納得をされてない、そういう方々がたくさんおられるということだと思っんです。それが市民の声、当事者たちの声なんですよ。

ですからそれを、我々議会の中でも議論していかなくちゃならないわけです。この特別委員会の中でも、あるいは一般質問の中でも、市全体としての議論というのが進められてきているのが、今の現状だと思います。そういう中において、先ほど来からの市長の説明は、8 項目の確認をしたからという確認をした、口頭だけでしょ。文書で確認してないじゃないですか。文書でお互いが判こを押して確認したということじゃないじゃないですか。文書で確認して初めてでしょ、そうでしょうが。公害防止協定だってそうですよ、きちっと文書で確認して、判こを押して、確認書ができ上がっているわけなんです。その点についてどう思われますか、まずその点を答えてください。

○坂井市長

この公害防止協定覚書附属資料の見直しですね、この 11 月 1 日に私も説明を受けましたけれども、様々な議論、もう 8 年にわたるですね、様々な議論等があったということでありまして。そして、賛成反対、様々な意見があるということをお、私も説明会等にも出さしていただきましたし、また、市議会においてもですね、松永議員もですし、様々な議員の皆さんか

ら御指摘、御質問等あったと、そのことをしっかりと聞きをしております。

そうした意見等も踏まえて、これは防衛省にしっかりと確認をする必要があるということで、これまで3度にわたりですね、多くの照会をして文書でも回答を得てきたところでございます。

そして、井野防衛副大臣との面談においても、この8項目というのをしっかりとお示しをして、責任を持って対応するというものでありますので、この中身を合意事項ということでお互いにですね、責任を持ってやると、防衛省がやるということをおっしゃっておりますので、これ文書で確認したということでございます。事務手続も、速やかにして、先方の印も押してもらいたいというふうに思っております。

○松永憲明委員

印ももらいたいということ、まだ判子を押してもらってないということですよ。はっきり言ってですね。これまでいろんな論点を出して、説明を求めたと、回答を求めたとされますけどですね。例えば騒音の問題についても、これ飛行ルートの問題、山間部での訓練の問題、それから騒音では、編隊を組んでいくはずだから、オスプレイを複数機で飛ばして実際、騒音測定をしてほしいとかいう要望もいたしましたけども、結局そういうのは出来てないわけなんですよ。

実際場面が想定された形での測定が必要であるし、実際、例えば山間部に飛んでいくとすれば、どういうふうに飛ぶのかとかですよ。夜間訓練がどうなのかとか、いろんなことをやってみないとですね、これはいけないと思います。後でね、こういうことではなかったんだということでは済まされない問題だと思いますよ。だから徹底して、やっぱりここは確認をしていく、そういった項目がまだまだあるんですよ。

事故の問題にしてもそうです。今年になって墜落したオスプレイの事故の問題。解明が出来るのかどうか、そこら辺も確認する必要があると思うんです。だからいろんなことをね、やっていかなくちやならない課題がまだある中で、余りにも、市民をばかにしたやり方だと思います。

このことで、受入れを表明されるというのはね、市長、これはまさにね。独断先行、議会を軽視している。市民を無視していると、市民のほうを向いてないと私は強く主張しておきます。回答をお願いします。

○坂井市長

今回、直接確認をした内容にもですね、環境対策だったり、あるいはそうした夜間飛行の訓練情報とかですね、様々な体制の構築とか、そうしたことも責任を持って対応するというものでありますので、そうした点をしっかりと先方にも実際に行っていただく、そのことが、今後、また必要になってくるというふうに思っております。

そういう意味で、様々な疑問懸念といったところを、また、不安に思われる方に対する相談窓口も設けるということでもありますし、様々こうした事項をですね今後、しっかりと実行を求めていくということが必要だと思っております。

○松永憲明委員

後で相談窓口を設けるからそれで対応するなんてそんなとんでもない話だと思います。

事故が起きてから、後で対応します。そんなことでどうするんですか。市民生活が守れるか。市民の安全安心が守れるか。自信を持ってそれを言えますか、そういうことが。

○坂井市長

安全の確保というのは、当然の前提で大事になってくると思います。安全対策の徹底といったところも含まれておりますので、そうした点も当然のことながら、徹底させていくということをお求めていくということでございます。

○川副委員

市長の言葉からも出ましたとおり、平成 29 年 12 月 19 日に佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議ということで、議会も決議いたしましたし、私も 1 議員として、それを踏まえてですね、今後の市民へのいろんな問題点、改善点を踏まえて、また検討をしていきたいと思っております。先ほど市長のほうから説明を受けた 8 項目、その中の一つで 6 項目め、特定防衛施設関連市町村を指定されれば、指定を受けたいということで話をされましたけど、この指定を受ければ、どういうことが起きるのか、具体的にその方策等を示していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○坂井市長

この特定防衛施設関連市町村ということで、駐屯地の設置とか運用による生活環境とか開発に及ぼす影響、これに対してですね、生活環境の改善だったり、開発の円滑な実施、そうした事業等について、ハード、ソフト、それぞれ支援がなされるというものでございます。

具体的には、現時点でどういった事業ということの考えがあるわけではございませんが、井野防衛副大臣からは、特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討していくと回答でありましたので、防衛省に必要な措置をお求めていくということでございます。

○山田委員

だから市長ね、これは非常に大事なことだと私は思ってます。ただね、ただ、やはり、防衛副大臣から確約はとってないんですよ、やりますと。前向きに検討をしていくという言葉しかいただいてないんですよ。これで今までね、諫早干拓もそうですよ。どれだけ国からだまされてきたんですか。やはり、こういうのも踏まえてね、きちっと前向きな対応をしますとか、そういうことじゃなくて、確約しますっていう、松永憲明議員じゃないんですけども、文書で交わして印鑑もらって、それから受入れを表明するとか、そういう慎重な態度をとって欲しかった。これに関しては、私はもう川副委員言われたとおり、非常に大事なことだと思ってます。だからそれどうですか。

○坂井市長

井野副大臣からは、特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討していくとの回答でありました。合意事項においても、必要な措置を講ずることを検討す

ると明記をされております。井野副大臣から、防衛省として責任を持って、これらの措置をしっかりと実行してまいりたいとの発言もありましたので、これを踏まえ、防衛省に必要な措置の確実な履行を求めていきたいというふうに思っております。

○堤委員

先ほど山下議員が当初冒頭いろいろ御意見を言われた中でですね、意思表示はいつかということ、前回聞いたのは私でございますけども、ちょっとニュアンスが違うんですね。私が聞きましたのはね、委員会もこれまで、今日で5回目、今まで4回やってきましたけれども、おおむねですね、これまでは市のほうの論点整理をしての質問、それに対するその回答、こういったことのものが多くて、具体的に我々これからどういことを議論していくかという話をやってきたわけですね。

で、先ほど言ったのは、私はですね、やっぱり方向性が見えないと、議論の方向も見えないということが実はあるんですね。今まで委員会で議論した中でもですね、そもそも売買が成立しないのに、そんな先の議論をして何なりますかっていうことを言われる方もいらっしやったわけで、それはね、そんなこと言ってたら何を議論が出来ますか。やっぱり具体的にですね、これから我々がやらなくちゃいけないこと、それから目の前にもう来てるものを想定してでも、やっぱり議論を進めたいという気持ちでありますので、そういった意味では、早くやっぱり大きな意思表示をしていただかないと、我々も議論がなかなか前に進みませんという気持ちでですね、質問したわけです。

そういった意味で、一定の方向性を示していただいたおかげでですね、これから少し具体的な話、先ほど言われたようなですね、地域振興とか経済的な効果の問題とかですね、メリット・デメリットのメリットの部分も、いろいろ議論できるんじゃないかと思ってます。ですから、そういった意味でですね、この委員会の方向性、先ほど山田議員からもですね、市民の話を丁寧に聞く委員会だというふうにおっしゃいましたけども、その言葉もですね、今まで1度も委員会でそういう形の話は出てないですもんね。それは、そういう御意見もあったという、一つの意見であってですよ。委員会で、それを決定した事項でも何でもないんじゃないですか。いろんなことを、これから何やるかってことを話そうということで今までやってきてますから。ですから、そういった意味でですね、委員会の方向性、まさに僕はこれからがスタートだと思ってるんですよ。具体的にですね、一つ一つの項目について、これは具体的にどういことなんだということ、やるスタートだと。

ですから、その意思表示をもってですね、これで終わりじゃなくて、これからが本当の委員会の、やっぱり重要な仕事だなどというふうに思ってます。こういったことについて、市長はですね、これからやっぱりイニシアティブをとっていただいて、防衛省との交渉、こういったものをですね、やっぱりつぶさにこれから情報提供をお願いして、あんまりこれ独断先行だと言われなようなやり方をですね、やっていただければいいかと思いますが、どうでしょうかその点は。

○坂井市長

今後も引き続き、防衛省に様々な市民の方の懸念への対応、そして安全対策や環境への配慮とか、漁業・農業への万全の措置とか、様々ありますが、こうした合意事項にも入っておりますので、そうした点も含め、しっかりと求めていきたいと思っておりますし、また、特別委員会においても、情報等をですね、速やかに、また、御相談できるようにしたいというふうに思っております。

○西岡真一委員

先ほど川副委員の発言にもありましたけれども、今日ちょっと千綿議員欠席ですけれどもですね、平成29年の市議会の議決というのがございます。市議会としてはその議決、この委員会もその議決があったということを踏まえて、そこから先の議論をしようという意見が先日、千綿委員からもあったところです。

それで、ちょっと今日の市長の説明を聞いておりましたですね。4年前の知事の受入れ表明、それから、去年の漁業の見直し、容認に関する表明。それからもう既にもう3か月程度たってきております。この間、やはり、説明会もありました。この委員会も、開催されてまいりました。その間、市としても随分と検討されてきたことと思います。最終的にこういう形で取りまとめられ、あまつさえ昨日は防衛副大臣と面談のもとで最終的に判断されたということですね。ちょっと私の考え方からしますと、非常に段取りを踏み、確認すべきことをし、手順を踏んで最終的にこういう判断をされたんだなというふうに理解しておるところでございます。

先ほどそれでちょっと合意事項というのをちょっと見ておりましたけれども、先ほど私も言いましたように、ちょっと今後のこともいろいろと考えていきたいと思っております。一つ気になっているのは、この合意事項の7番目、地域社会との調和についてということで、バルーンフェスタをはじめですね、佐賀市周辺ではやっぱりこういったような行事関係というのも行われてきております。こういうのに携わっていらっしゃる団体とかですね、集まりの人たちもあります。今後、防衛省には相談窓口もつくっていただく、協議会もつくっていただくということだったんですけども、こういったような、個別のですね、こういう地域行事等に携わっていらっしゃる団体とできれば防衛省と、例えば担当レベルでもですね、面談でこれからどういうことが起きるのか、こういう懸念を持っているからどうしたらいいだろうかと。そういったような小さな個別の打合せといたらいいんでしょうかね、そういったようなことも必要になってくるかと思っております。そういったものをどのように対応していただけるのかというのを、ちょっと市としてのお考えを伺いたいんですけども、よろしいでしょうか。

○坂井部長

先ほどの項目の7番のことですけれども、我々ですね、まず最初にこの地域社会との調和という項目の中で、最初にやっぱり確認したいと思ったことが、やっぱりバルーンフェスタのことです。最初バルーンフェスタのイベントにはですね、支障がないようにいたしますということではございましたけれども、そうだけではなくてですね、やっ

ぱりバルーンフェスタを開催するためには、当然練習とかありますし、あと、いわゆるインターナショナル・バルーンフェスタ以外にもですね、バルーン大会幾つかございます。そういうところにも支障がないようにしていただきたいというふうな御質問をさせていただいたところですね、そういうフライトエリアって言いますけども、それを設置されれば、そういう支障ないようにいたしますというふうな回答は出てまいりました。

それとあと地域社会との調和という点ではですね、私どもやっぱりその地域コミュニティーを形成するときには、やっぱり皆さん方がですね、ボランティアで、やっぱりその地域社会での様々な、なんて言いますか、出事といいますかですね、掃除とかですね、そういうことをやっぱりやっていただかないと。自治会加入率も下がってる中でですね、やっぱり自らですね、地域のためにやっていただくというふうなことが必要だというふうに思いますもんですから、もし、こういうふうな駐屯地が設置されればですね、そういうことに関してですね、我々としては、この防衛省に対してはそういうことを求めてまいりたいというふうに思いますし、先ほど西岡議員から御発言ありましたことについても、防衛省にしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

合意事項について、何点かお尋ねさせていただきます。まず、4項目めの駐屯地の設置及び運用に係る環境対策についてでございますけれども、こちらは駐屯地周辺のみを指しているのでしょうか。つまり、山間地での低空飛行訓練、また、そこに向かう途中のルート上の騒音や振動などによる生活環境の悪化、そういった場合においても十分な対応はなされるのか。対象となる区域はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

○坂井総務部長

項目4のことでございますけども、これイメージしてるのはですね、まずもってやっぱり駐屯地を設置することによってですね、その近隣ですね、例えば工事をするときもそうですけども、今、1番端的な問題なのがやっぱり、排水の問題が1番大きな課題であるというふうに我々も認識をしてございますので、まずはこの駐屯地周辺のものをですね、つくる前とつくったとの比較でですね、影響が出た場合について原因と対策を、ここで監視をすると、配慮を求めるといようなことを考えてこれをつくってございます。

先ほど中島委員からそのほかの地域のことについても御質問ございましたけれども、これについてもですね、項目8の中でですね、そういうふうなことも含めて、多分、実際出来てみてですね、こういうふうな問題もあるというふうなことがあるかも分かりませんので、そういう場合に備えてですね、総合的に話す場っていうのをですね、つくってまいりたいというふうには考えております。

○中島委員

あとこの続きなんですけども、この場合は、オスプレイだけではなく、ちょっと以前も質問いたしましたけれども、通常のヘリコプターでも当然対応するという解釈でよろしいのでしょうか。この4番。

○坂井総務部長

今の案ですとですね、50機が目達原のほうからこちらに来るといふことがあるので、ここはひとつ、この佐賀県内においてはですね、既にあるものでございますけれども、発着の場所が違うということになるかと思えます。オスプレイというのが新たに加わるといふこととなりますけれども、ここで言っているものはですね、そういうふうはこの駐屯地全体を指したものでございます。

○中島委員

あと6項目めに関しまして先ほど来ですね、質問も出ておりますけれども、改めてちょっとお尋ねしたいんですけれども、この6項目めに関しては、ちょっとイメージが湧きにくいんですけれども、分かりやすいように、詳しく内容を説明いただきたいんですけれども。

○坂井総務部長

先ほど冒頭、市長から御発言ありましたように、防衛施設ができることによってですね、防衛施設が出来て、自衛隊の特定の行為によって生ずる、いろいろ御迷惑をおかけする場合がございます。そういう場合についてはきちんと法律でですね、対応しましょうといふのが規定をされてございます。幾つかありますけれども、その中でですね、一つがですね、この先ほど来から申し上げております特定関連市町村というものでございますけれども、これについてはですね、通常の障害に加えまして、ハード面だけではなくてですね、ソフト事業にもですね、いろいろ対策が講じられるといふ内容でございます。ですから、ハード面だけではなくてソフト面も含めてといふことになるかと思えます。

○中島委員

あと、先ほども質問あつてましたけれども、検討するっていう、この8個の合意事項の中でこの6項目だけが検討するっていう言葉を、使われてますけれども、言葉だけではなくて、何か担保となるようなものが具体的にあるんでしょうか。

○坂井総務部長

この合意事項ではですね、お示しをしているものでございまして、それをですね、今日、資料4の中で井野防衛副大臣の発言として公開をいたします。ですから、井野防衛副大臣がですね、申し上げられましたように、こう書いておりますように、今いただいた佐賀市の要請を踏まえ、他の防衛施設における取扱いも踏まえつつ、佐賀駐屯地を特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討したいといふふうな御発言をいただいております。ですから我々としてはですね、防衛省が前向きに検討いただけるものといふふうに判断をしたところでございます。

○中島委員

ではその検討結果っていうのはいつ、出るんでしょうか。

○坂井総務部長

この対応というのがですね、指定をされるっていうものが、実際駐屯地が出来てからといふこととなりますもんですから、駐屯地の開設日となろうといふふうに思えます。

○嘉村委員長

すいません、この後の委員会協議もありますので、あと、お二方ぐらいになります。

○中野委員

6番の項目でですね、生活環境等の整備ということで、設置されたら、いろんな新たな整備が出来ますが、今、駐屯地が設置されているところで、どのような改善の整備がされているか、そのような事情が調査されているもんか、今どのような整備がされたか分かりましたら教えてください。

○坂井総務部長

一つの例示としてですね、ハード面でいきますと公共施設であるとか、環境衛生施設であるとか、教育文化施設、医療施設、消防施設、産業に寄与するような施設、何かハード面ではございます。それとあとソフト面についてはですね、ほかの団体の例でいきますと、例えば、子ども医療費の助成とかですね、予防接種の事業、こういうものについてもですね、ソフト面で対応されている団体の例があるようでございます。以上でございます。

○中野委員

そういうことで、今設置されているところのですね、地域の住民の方が喜んでいられるような施設とか事業があったら、調査をお願いしたいと思います。

○坂井総務部長

今後ですね、そういうふうな住民の皆さんのですね、ニーズっていいですか、こういうもの、やっぱあったものっていうか、社会型に対応するものがですね、我々がやるべきことだと思いますもんですから、そこは中野委員の御意見を踏まえながら、考えてまいりたいというふうに思います。

○山下委員

市長がおられる間に、二つお聞きしたいと思いますが、まず、1一つずつ聞きますよ。

井野防衛副大臣とのやりとりの資料の中で、最後のあたりに、先ほどの特定関連市町村の関連ですが、井野副大臣は、まさに駐屯地が設置されて初めて防衛省としての補助などの支援ができると、駐屯地設置に向けて、ぜひとも佐賀市の御支援をお願いしたいと述べておられますが、佐賀市の御支援とは、何のことなのか、どのように市長は受け止めておられるのか。市長は何を想定されているのか。明確にお答えください。

○坂井市長

先ほどの井野防衛副大臣との会談のメモにもございますが、これの4ページにあります。佐賀市として、先ほどから、委員の皆さんからもお話がある生活環境や、周辺地域の不安や懸念の解消、こうしたことは大切だと認識をしております。国縣市、それぞれ果たすべき役割を踏まえた上で必要な対応について考えていくということを申し上げたところでございます。

○山下委員

井野副大臣が、駐屯地設置に向けてぜひとも佐賀市の御支援をお願いしたいと述べてい

ることに関して、市長は、佐賀市として何か協力せんといかんと、もし思っておられるとしたら、それは一体何のことなんでしょうかとお聞きしております。

○坂井市長

まず用地取得等に関してはですね、駐屯地開設のための土地取得は、事業主体でなされるものというふうに認識しております。そういう意味で、この合意事項にも含めておりますが、一方的な土地の収用がないことを、改めて明記したというところでございます。

その上で、先ほども御説明いたしました、生活環境とか、周辺地域等の不安や懸念の解消、こうしたもので、佐賀市が事業主体となって、何らか事業をやる、そうしたことが今後ありうるかと思えます。そういう意味で、国縣市、県だったり、国だったり、それぞれ、そうした対応をする場合もあると思えます。国縣市、それぞれ果たすべき役割を踏まえた上で必要な対応を考えるということは、そういう意味でございます。

○山下委員

土地のことについては防衛省が主体だと言われるんですが、昨日の佐賀新聞の記事の最後に、駐屯地予定地は漁協名義で、内規により地権者がそれぞれの持分を定めている。地権者の中には、土地価格の多寡、多い少ないにかかわらず、信念を持って売却を拒む人たちが一定数いるため、今後の交渉は予断を許さないと、締めくくられているわけですよ。

それで、駐屯地設置がされたら、いろんな支援ができるだろうと。だから駐屯地設置に向けて佐賀市協力してくださいと言われていたことに対してですね、市長は本当に、何をちゃんと考えているのだろうか、ちょっと不安にもなったりはするんですが。

私は先日ですね、佐賀県に対して情報公開を、資料請求させていただきました。これ何かといいますと、平成26年の6月に佐賀空港西側の駐車場拡張のために、県が買い取ったときの255名の地権者の人たちに、一人一人振り込んだものの、1枚1枚ですよ。これ、255名の、地権者255人いて、それぞれね、違うんですよ、金額が。だから漁協が名義だつて言われますけど、一人一人地権者に対して県からちゃんと振り込まれてるんですよ。一番多いのは、159人の人たちが42万8916円。売ったというのが159人で、多分これは、空港建設のときに払下げられたときの単位なんだろうと思えますが。一番多い人で、161万9,815円という人が1人、一番少ない人は、19万8,419円という人が2人、というふうなことですよ、ばらばら、いろいろあるんですよ。

この平成26年6月っていうのは、7月に佐賀空港の自衛隊の要請が来たわけで、その前の6月の段階で、こうやってね、全員の同意を得ながら、地権者の、そして空港の駐車場を拡張するという手続がなされてるんですよ。このときですら全員の同意を得て、こうやってお金が振り込まれてるわけですよ。そしたらですよ、今回、この問題で売りませんと言ってる人たちが、明らかに何十人かおられる中でですよ。これ本当に、クリアできるんですかっていうことを、私、市長は、当選された最初の議会のときに、弁護士資格を持つ市長としてどう思いますかっていう質問をしたと思えますが、こういう在り方の中で、本当にその地権者の人たちが同意をしないまま、用地を取得し、そして駐屯地の開設というところに行け

ると本当に思っておられるのかどうか。私はとても無理だと思ってますけれども、そこら辺をね、抜けて、地権者の人たちがちゃんと全員同意しないまま、一方的にやらないでくださいって。8項目の合意の中の3項目めにしていますよね。そうしたら、それで、全員同意しなかったら進まないというところで、パラドックスに陥っていると私は思いますけれども、そこら辺はどのようにお考えなんですか。

そして市長は、売りにたくないという地権者も、佐賀市民であるということをやっぱきちっと、尊重しないといけないと思いますが、そこをどう考えておられるかお答えください。

○坂井市長

駐屯地開設のための土地取得、これは、事業主体でなされるものというふうに思っております。合意事項の3の(1)にありますように、地権者の意向を踏まえずに一方的に土地を収用しないということを明記しているところがございますので、一方的な土地の収用がないことを、改めて本市としても求めていきたいというふうに思っております。

○嘉村委員長

これをもってですね、質疑はもう終了させていただきたいと思います。執行部の方々は退席されて結構でございます。5分間ほど休憩します。11時45分に再開いたします。

◎午前11時37分～午前11時45分 休憩

○嘉村委員長

それでは再開をいたしたいと思います。

これから委員間の協議に入りますけれども、最初に、木更津市及び木更津駐屯地の視察についてでありますけれども、前回の委員会です、3月30日午後に木更津市、3月31日午前木更津駐屯地に視察する日程について御提案したところでありましたが、皆さんのほうから、年度末でなにかと差し障りがあるということもありましたので、新たに4月中旬の日程についてですね、先方さんとの調整協議を、事務局を通してさせていただいています。

そして、二つの日程案がありましてですね、一つは4月12日水曜日午後、木更津市に伺いまして、翌日の4月13日木曜日午前、木更津駐屯地に訪問すると。

2案として、4月13日、木更津市、そして翌日14日、駐屯地と、いうふうな日程案をですね、お示しさせていただくわけですけども。ただしですね、4月12日が、小学校の入学式が入ってるらしくて、今年度はですね、各議員さんにも御案内が行くような話で聞いております。これまではコロナ禍で御遠慮くださいってことだったんですけども、今回は案内がいくということを知っておりますので、それも含めて御協議願えればなと思います。

いずれかです。12日出発するのか13日。

○永渕委員

12日に関してはですね入学式ということで私も伝え聞いてて、ちょっと役割的なものも既にお話をしちょっと細かく、学校とするとこもあつたんですね、私の話ですけど、13日14日でよければですね、もう入学式の後ばたばたというわけじゃなくて、しっかり13日14日確保、自分は出来てますので、今まではコロナで入学式に議員の皆さん参加もご遠慮

をとということでしたが、今年は必ず来るといふように教育委員会からも聞いておりますので、やはり外したところが、よろしいのではないかと、私見として言わせていただきます。

○嘉村委員長

いかがでしょうか皆さん。いいですね。異議なしですね。

(「はい。」と呼ぶ声あり)

○西岡真一委員

そうしますと13日出発の14日帰りという日程になると思いますけれども、まず14日の夕方ぐらいに佐賀着と考えとってよろしいでしょうか。

○嘉村委員長

佐賀空港に、6時着ぐらいの飛行機で戻ってまいります。4便ということであります。

それでは日程については、4月13日から4月14日ということで、木更津市への視察、駐屯地の視察を行うことにいたします。

調査項目は、先日申しあげましたように、木更津市は、木更津駐屯地に関する協議会の活動状況等について調査すること。木更津駐屯地は、暫定配備されているV-22オスプレイの運用状況等の調査を想定していますが、ほかに委員の皆さんからですね、何かございましたらお受けできる分はお聞きしたいと思います。

○中野委員

東京のほうですね、ノリの生産があつておりますので、以前もですね行ったときに、ノリの生産状況とか駐屯地関係で影響がないかということを知ったことがありますので、再度、聞けたらなと思ひまして。

○嘉村委員長

協議会の中で。協議会の構成はどうなってますかね。

協議会がごございますので、地元の区長さんとか、かれこれいろいろ入ってらっしゃると思うんですから、そこで、内容等については聞けるものと思ひます。

○松永憲明委員

我々からですよ、こういうことを聞きたいということについては、調査前にですよ、出していけるように出来ますですか。できれば前もって向こうに伝えておかないといけないというのがあると思われるが、こういうことを聞きたいんだけどというのを委員から、そういった要望を出していいのかどうか。

○嘉村委員長

答えていただけることに関しては大丈夫だと思いますので、早めにどういう内容かというのをお示しください。この件については以上でよろしくお願ひします。

それでは調査項目の詳細については、正副委員長で取りまとめて、事前に、委員の皆様にお示したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、樋門2か所の現地視察の取扱いについてですが、前回の委員会でノリ養殖との関係から、3月中もしくは4月上旬に視察を行うことを御提案したところ です。

その後、樋門からの自然排水が確認できる可能性を考慮し、潮位の状況から、2案ありまして、1案は、4月5日水曜日、午後1時半から、2案として、4月6日木曜日、午後2時からということで、いずれかの日程で実施できればと考えておりますが、いかがでしょうか。

ちょうど干潮に向かったときですね、時間を見計らっていくようにいたします。

いかがでしょうか。5日か6日かってことです。やっぱりこの日がですね、ちょうど大潮の干潮の時かな。だから非常に分かりやすいと。潮目の関係で広く選定しております。

○山田委員

ごめんなさい。全て予定をスマホに入れているので、今見えないので、ちなみに、4月5日、6日この時間帯、例えば委員会とか議会関係の行事とか入っていますか。

○嘉村委員長

そういうのを全部は避けて、この日を選定しております。

以上ですはいどうぞ。

○山田委員

この日程についてはですね、今ちょっと、やっぱりいろいろですね、用事を入れたりとか、例えば地域の行事とかあると思いますので、今日この場じゃなくて、二、三日ちょっと猶予をいただいて、集約してからちょっと決めていただければなと私は思いますが。明日でもよかですよ。

○嘉村委員長

明日ぐらいまでであれば、いずれにしても5日か6日ということですよ。

明日に御報告いただければ。

これ潮の関係なんですよ。だからこれ、どのくらいのサイクルかな、1か月に1回ですから、もうこれが1番いいタイミングなんですよ。この日が、潮目の関係で大潮の干潮で、このときはですねまだノリ養殖の竹立ては抜いていらっしやらないんで、距離感も分かりますね。どの程度の距離にあるかとかね、そういうことがありますんで、この日を選定しております。4月5日水曜日の干潮は午後3時5分となっております。6日の干潮が午後3時36分でありますので、でありますから、4月5日が議会棟を午後1時半にこちら出発しますということで大体2時頃に着くでしょう。6日は午後2時から出発しますということになっております。ということですけどそれでよろしいですか。

いやだから、一応山田さんの返事を待って、決めたいと思いますんで、明日までに返事いただけるといいますから、そうしましょう。

それでは明日にですよ、決定して皆さん方にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

現地説明につきまして、ポンプ場については、佐賀空港事務所に、平和搦の樋門については、川副支所に、それぞれお願いする必要があるかと思いますが、ほかに現地で説明を求めたい内容等がありますでしょうか。

○川副委員

前回の会議のときもですね、樋門を見に行く議論があったときに、私のほうから、漁業者の方も同席をお願いしたいということで。やはり、実際に樋門が分かる地域の人たちをですね、やっぱり、話を聞きながら、改善点とか、今の問題点とか、駐屯地がもし出来た場合の要望だとか、そういうことも含めてお聞きできればと思います。

○嘉村委員長

あらかじめですね、支所に確認しましたところまだ漁期なんですよ。だから漁業者の方は非常に忙しいときでもあるということで。水産関係の担当者には来ていただくことが出来ますから、それで御理解いただければと思いますけど。

○川副委員

あわせて農業者のほうもですね、よかったら、いただきたいということと思いますので。

もし、あそこら辺の当然水路の管理になりますので、川副の土地改良区のほうにちょっと相談して、もしできればですね、もう出来なかったら結構ですのでお願いします。

○嘉村委員長

農業者の方に関してはちょっと別途確認をさせていただきます。そこでまた、御報告させていただきます。よろしいでしょうか。それではそのようにしたいと思います。

○松永憲明委員

先ほど市長とのやりとりの中でも申し上げたんですけども、やっぱり地元の方との対話、意見交換ってのはまだまだ不十分だと私は認識してるわけですね。

ですから、せめて、我々この委員会がですね、委員会がやっぱり現地に行って、例えば自治会長さんとかたちだとかですね、漁業者の方々、代表者の方々とか、あるいは農業の代表者の方々と、やっぱりそういった方々との意見交換をする場をつくってやるべきではないかと思うんですけども、ぜひお願いをしたいんですが。

○嘉村委員長

このあとに委員会の進め方について御協議したいというふうに思っております。

そこですね、今回、市長の発言もありまして、自衛隊駐屯地計画を取り巻く状況がですね、変化していったわけですけども。そこでこの調査項目についてですね、五つ掲げてますよね。その内容について、地域地域振興策も含めてですよ。協議できればなど。

その中で、地元の方とですよ、対話とか意見交換というのは出てくるか分かりませんが。今の漁業者とかですね、そういう中で進めさせていただければどうかというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

私から提案したのは、進め方としては地域振興策の論議をね、始める必要があるということですよ。いかがでしょうかということで今ちょっと御提案させていただいて、ほかに何かありましたらどうぞ。

○山下委員

意見というか、ちょっと多分認識が合っていない部分あるかと思うんですが、ちょっと寄り添う、寄り添うって言葉がいっぱい出てきてたじゃないですか。8項目の市民に寄り添うと、

ねえ。ところが実際、説明会を要望してる本当に川副の地元の人たちが、これでは足りないし、もっときめ細かく、きめ細かくやってくださいという要望を直接も出してあるけれども、それもないままとか、それから何度も言いますが、年末の忙しい時期に参加出来なかった人たちへの説明っていうですかね、ホームページで公開しているからいいとかいうことではなく、やっぱそういうことを、これを委員会として、本当に真摯に求めていくべきではないかと思うんですよ、市に対応を。

市長が表明しちゃっていますからね。ある意味、県や防衛省の話だけではなく、市も責任持ってきちんと説明会を、市民に対して求めていくっていう立場に立って欲しくないとおかしな話になるんじゃないかと思えますけども。そこを特別委員会としてはやっぱりちゃんとそこは求めていくべきじゃないですかね。でないと、これでどんどんどん行ったら、本当に置いてけぼりって思ってる人は少なくないと思えますよ。

○堤委員

何か新聞報道で見ますと、何かもう県のほうは、何か説明会もしないっていうふうに、なんか表明したみたいですね。だけん、言うとならば、やっぱ県が主催にならばいかんやろうけん、県のほうにそういうことをお願いするかどうかってことですよ。

○山下委員

だから、結局その言葉だけが寄り添ってて、全然寄り添ってないっていう、もうイメージになってますよ、今この状態。だからもう寄り添ってという言葉はもうブラックユーモアにしかならない。もうブラックジョーク、本当に。だから、寄り添うというならきちんと、本当に真摯に迎えますって、真摯にっていう言葉だってもう何か空文句になりかけているような気がしますので。

そこはやっぱり、この市議会の特別委員会としては、私たち自身が、意見を聞きに行くっていうのもいいとは思いますが、やっぱり、それをちゃんと求めていくっていうことはね、やっぱり必要じゃないかと思えますが。

○西岡真一委員

先ほども申し上げたことですが、私から見ればですね、随分と手順を踏んで押さえるべきところを押さえて、最終的に判断されていると思えます。

市民に寄り添うかどうかというところは 120 何項目もの質問をして回答を防衛省から得て、合意事項まで文章化して、それから防衛副大臣との会話があった部分を公表すると言っておりました。これ以上に寄り添うとすれば、それは個別に、今後もですね、いろんな懸念、不安と、先ほど私も言いましたけれども、例えばバルーンに携わってる方々とか、そういったような個別にやっぱり対応してもらわないといけないところはある、そこはちょっとやっていただきたいということは申し上げておきます。

もう既に市は受入れ表明をして、次は用地交渉という、もうフェーズが移ってきております。今後のことを考えた寄り添い方というあれば、今後のですね、見解に沿った寄り添い方を求めていくということによいのではないかと思えます。

先ほど堤委員が言われましたように、県はもう、何か知事がですね、今後はちょっと考えてないということを表明されたようですけれども、そこら辺はちょっと我々からも確認してもいいのかなと思いますけれども、少なくともこの委員会から求めるっていうのは、説明会の開催を求めるというのは私はどうかと思っております。以上です。

○山田委員

知事が、もう説明しないという表明をしたので要らないということなんです。

私たち、山下委員が言っているのは、市としてなんですよね。県は県なんですよ。

市長が受入れ表明をしたと。やっぱりそういう意図とかそういうことをきちっと、もっともっと市民の方に説明をするべきじゃないかと。そういうことも求めて、委員会として求めていったらどうでしょうかという話だと思うんですが、どうでしょうか。

だからそれはそれとして、やっぱり議論していくべきじゃないかと思います。

○永渕委員

意見交換、いろんな方からお話を聞くっていうことで今お話がずっとなってるんですけども、それは聞きつつですけど、私もここに代表でこの特別委員会に参加させていただいてますけども、今日来られてないですね、議員の方もいらっしゃったりするので、やっぱりもう少しそこは、ほかの方がそれを皆さんどうお考えなのか、そういう御意見があったということをお伝えした上でですね、それは一旦持ち帰って、こういう皆さん御意見でしたということでお伝えする。その後にもう1回、じゃそれはそういうことをやるべきなのかというのを議論する、そういう流れをつくりたいと私はそう考えるんですけども、いかがでしょうか。

○嘉村委員長

議会、議員全体で協議してどうだって。議員としての考え、意思としてどうだってことなんですけども、その方向はいいか分からんね。委員会だけではなくてね、そこは会派に持ち帰ってですよ、御協議いただければというふうに思います。

ほかに何か、それ以外で何かございますかね。

○山下委員

特別委員会の中間報告は、議会の最終日になされるということですよ。それに関しては、前もって委員には共有していただきたいですが。

○嘉村委員長

可能です。事前に委員さんにはお配りいたします。

はい、よろしいですか。ほかになればこれをもって特別委員会を終了させていただきたいと思います。大変御苦勞さまでございました。